長与町農業委員会会議録

平成２６年１２月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２６年１２月農業委員会総会

１．日時　　平成２６年１２月２４日（水）午後１時３０分　～　３時００分

２．場所　　長与町役場３階第１会議室

３．出席委員（１５名）

会長	１番　田中　稔		
職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　山口　益子	４番　入江　武則	５番　白﨑　純範
	６番　河内　秀治	７番　井上　良信	８番　柳原　厚志
	９番　山本　純博	１０番　山﨑　昌美	１１番　柿本　正博
	１３番　上杉　司	１４番　浅井　春千代	１５番　松尾　義徳
	１６番　柿本　尚文		

４．欠席委員（１名）

１２番　柿本　香代

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　１３番　上杉　司　　１４番　浅井　春千代

第２　　第１号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第３号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣
農地・農政係長　　田中　廣幸
農地・農政係主事　中山　高宏

事務局　本年最後の総会になりました。定刻前ですけども、皆さんお揃いですので総会規則を先に申し上げます。長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、１５名の委員の出席であることをご報告いたします。本日の欠席者は、１２番柿本委員のお一人でございます。柿本委員におかれては、県の農業活性化推進委員会の会議に出席するということでご報告を受けております。では、会長の方に議長と議事等の進行を併せてよろしくお願いいたします。

議　長　本日出席を頂き、ありがとうございます。１２月も後半に入りましたが、私自身も含め殆どの方がみかん採取作業で大変忙しく、まだ終わっていない方も多いのではないかと思いますが、本日、議案審議をよろしくお願いいたします。

それでは平成２６年１２月の農業委員会総会を開催いたします。まず始めに日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名人を２名指名させていただきます。１３番上杉委員さん、１４番浅井委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に日程第２、本日の案件は第１号議案農地法第４条の規定による許可申請が１件、第２号議案農地法第５条の規定による許可申請が１件、第３号議案農用地利用集積計画が５件、以上までが議案審議となっております。そして最後に報告事項です。では、第１号議案農地法第４条の規定による許可申請を事務局からお願いいたします。

事務局　議案書の１ページをお開き下さい。整理番号５（４－１）。申請地が長与町岡郷（地番）、畑、面積が２９５㎡。農地区分は農用地区域外の一筆です。申請者は長崎市女の都（地番）、（氏名）さん。申請目的は、この後の議案で審議いただく５条の許可申請に伴った、転用申請地への主要道路からの進入道路の確保になります。施設の概要は国道に併設している国道の改修で幅４ｍ、申請地までの距離約４２．５ｍ、進入路幅５ｍのコンクリート付設での計画となっています。国道の一部となる歩道の改修と転用となる施設の水路にそった付設となることから、歩道の改修は道路管理者からの許可、歩道を過ぎた進入路付設工事は町からの許可が必要となっております。先月申請があっていたのですが、許可が確定していなかったということもありまして、今月の総会でとさせていただいております。

都市計画区域外です。先ほど５条との関係がありますと申し上げておりましたので、続けて５条の転用申請の説明もさせていただいた方が審議しやすいと思いますがいかがでしょうか。

議　長　只今、事務局から第２号議案５条許可申請に伴った４条許可申請だと説明を受けております。事務局の申し上げたとおり、審議する前に５条の議案の説明を受けた後の方が分かりやすいと思いますが、それでよろしいですか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことでしたので、続けて第２号議案、農地法第５条による許可申請の説明をお願いいたします。

事務局　　はい、それでは次の２ページをお開き下さい。整理番号１５（５－１）。申請地が、長与町岡郷（地番）、畑、面積は６１５㎡、農地区分は農用地区域外。申請者は譲渡人が、長崎市女の都（地番）、（氏名）さん。譲受人が、大村市久原（地番）、（氏名）さん。申請目的は住宅用地として売買での所有権の移転です。

概要は、木造スレート２階建て建築面積が１１９㎡になります。本来、一般住宅に伴う転用面積は、県の指針では５００㎡が限度面積となっておりますが、今回、どういう理由で限度面積を越えているのか、申請の具体的な内容について少しご説明いたします。住居は、建築延面積１５３㎡です。それと駐車場用としての利用面積が車６台分の９０㎡、家庭菜園が２００㎡、通路の３５．４１㎡、残り１３６．５９㎡が法面に取られます。これを併せまして６１５㎡です。また、傾斜地でありますので法面からの面積を差し引きますと、４７８．４１㎡です。県の指針の５００㎡を下回るということですが、有効面積は基準以内と判断しています。

そして、申請者の譲受人は身障者の子供さんをお持ちです。子供さん自身は長崎市内で働かれていて、現在の住まいから通勤されています。通勤時間が長いため、当地を候補地としてのお考えのようでした。また、他の身障者の方々との交流も盛んに行われておりまして、利用計画書にも記載されていますように、一点目が、身障者の母親達の癒しの場、身障者の活動の場を併せもった拠点の場にしたいとして、車６台を置ける９０㎡の駐車スペースが必要とのことです。二点目ですが、身障者等の皆さんに野菜の育て方の体験と食を含めた取組のために敷地内に２００㎡の面積確保をしたい。そして三点目が、身障者等が自主的に活動する中で野菜を使って販売できる製品を考えたいということでございました。他にもたくさん思いはあるようです。土地の利用については以上のとおりです。

なお、雨水排水は付設される水路に、汚水等は下水道に排出するように担当課とも合意があっております。他農地の被害等については地形からして日照には問題ないと考えます。

次に、５条の申請地と４条の進入路の場所について申し上げます。３ページをご覧下さい。国道２０７号線、岡郷の○○バス停から１５０m程先にきますと、左側に（施設名）への入り口がございます。道路隔てたすぐ右側の傾斜地で、水路に沿った進入路の第４条、（地番）とその進入路が到達した左側５条申請の（地番）の場所で、それぞれ青色と赤色で囲っているところが申請地です。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長　　只今、事務局より説明が終わりましたけれど、関連して地区委員さんから何か補足説明がありましたらよろしくお願いします。

１６番　はい。４条と５条で一括してご説明がありましたが、１１月１８日に事務局長と職員、業者の方と私とで現地調査をいたしました。現地は、農地調査でＡ分類の耕作放棄地に該当する場所でございます。周囲に農地はありますが、被害を与えるような場所ではないので申請については許可基準をクリアしていますので問題ないと思います。

また、申請目的で公衆用道路となっておりますが、４条申請の（申請者）さんにしてみれば残地が上の方にあります。この農地を管理するための道路であるということでありますが、何であえて公衆道路と言う申請目的をされたのか、農地を管理するのであるならば農地改良届で事足りるのではないのか、経緯について事務局の方で計画がわかっているのであれば、ご説明をお願いしたいと思うことと、なんで公衆用道路にしてしなければならないのか、この残地を今後どのような利用計画をされているのかお知らせ願いたいと思います。

次に５条につきましても転用自体は全く問題ないのですが、今、説明がありましたように申請地が６１５㎡、有効面積が４７８．４１㎡と分かります。しかし、家庭菜園を作ることでありましたので、水の確保、栽培する上で雨水を利用するのか、どのような方法をもっての確保か、タンクなど作られて利用するのか分かっていれば、ご説明をいただきたいと思いますが。

議　長　只今の地元委員さんからの説明に関して、事務局が分かっている範囲で説明をしていただきたいと思います。

１６番　もう一件よろしいでしょうか。

議　長　はい、どうぞ。

１６番　この場所は耕作放棄地だったんです。イノシシの巣処でした。そこを（申請者）さんが自主的に耕作放棄地の解消をしようということで、自発的に伐採されていますと、言っていたんですが、地域の方から、無断転用の事前着工ではないかというご指摘がありましたので、経緯が事務局の方で分かっているのであれば、ご説明をしていただければと思います。よろしくお願いします。

議　長　分かった範囲でお願いします。

事務局　はい。まずは（申請者）さんから提出の計画図では、（地番）、畑、（氏名）さんの土地であるということは確認しております。このことに関しては委員さんが言われたように、荒れて現在のところは耕作する意向はないようで、非常に苦慮をしていることでございまして、

動物の巣処にならないようにお話をさせていただきたいと思っております。
　それと、二点目の公衆用道路になっているかというご質問についてですが、今回の申請につきましては、５条の申請がなければ当然、４条の（申請者）さんの申請はないものと考えております。５条のための公衆用道路と言いますか、進入道路と理解しています。先程の話と重複しますが、残地については（４条申請者）さん自身、活用をされるということでありますから、今回、転用申請はクリアしていますので深く追求していません。
　三つ目の家庭菜園の件でございますが、野菜についてはみかん以上に水が必要です。規模については２００㎡で若干狭いかなと思いますので、水道水を使うという判断です。
　それと四点目です、事前着工ではないのかということですが、委員さんからご指摘を受けまして私どもも見に行っております。荒地で畑の様子は一切ありませんで、ある程度の雑木等が生えておりました。そういう状況でも、一応地目は農地であることから勝手なことはできませんと業者の方に話をしたところでございました。１１月の議案として申請書を出したいという話がありましたので、伐採をされていたのかという憶測の中で感じております。簡単ではありますがご説明させていただきました。

議　長　　柿本委員さん、今の答弁でよろしいでしょうか。

１６番　　はい。

議　長　　では、この１号議案、２号議案については、皆さんもご存じの通り私の自宅にすぐ隣接した場所です。言われるとおり、法的には何も問題はございません。しかし、他に気になることもあって審議途中ですが少しの間、協議会に落とさせていただきます。

【協議会終了】

議　長　　協議会を解いて総会に戻します。皆さま方、只今の第１号議案４条、第２号議案５条に対してご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

１０番　　１０番山﨑です。４条の件ですが、道路幅を２．５ｍで許可をするということは出来ないのでしょうか。５ｍにしてしまうとその後も開発されますので、２．５ｍなら開発出来ないので、事務局の立場としては出来るのかと思いまして。

事務局　　はい、この件につきましては、町の管理課の方に設計図等が出されております。その中の

含みとして、河川敷の崩落などが起きないように補強も含めての申請がされています。その結果、許可が出されている経過があります。要望があるとしたら申請者の方にお話をして、お願いすることはできるでしょうが、法的な理由や支障がない限りは２．５ｍにしなさいとは言えないと思います。

１０番　そういうお願いは出来るのですかね。

事務局　お願い出来るというか、先程も申し上げたように管理課の方から許可を得ていることから、これは非常に難しいと思います。県に申達する時間がありますので、話はしても結構ですが保証はできません。

議　長　議長を職務代理に交代したいと思います。

職務代理　はい、１番。

１　番　はい。只今、山﨑委員より道路を２．５ｍ幅として、その許可をするという方法を取られないかというご意見ですが、私もその案も良いと思っています。この道路の問題、私自身、その後の計画図面を見せていただいたものですから、結局、見せたということは、これから上の土地を全部開発するのではないかと、申請はせずまだ継続審査になると思っています。皆さんにも意見を出してもらいたいですし、来月まで伸ばしてはどうかという意見として申し上げます。

事務局　申請について農業委員会で審査を受けたものは、何らかの答えを出す必要があります。
もし、法的にクリアしているのであれば速やかに進達をすることになります。時間的なものも含めて本人に申し出をするからにはそれだけの根拠がないと、事務局としては非常に困ります。申達を伸ばす根拠をはっきり示していただきたいところでございます。

１　番　それで、もし伸ばすことできるのであれば、事務局の方から申し出をするという方法をとっていただきたいと思います。

議　長　もう一回、協議会に落とします。

【協議会終了】

1　番　　私が真っ先に反対意見を言った訳ですけれど、地元委員さんとしては法的には問題ないからクリアするのが当然だという考えがあると思うのですが、私からの話を聞いて考える余地もあるかもしれないと思っている委員さんもいらっしゃるのでは。ここで議長を会長に戻します。

議　長　　地元委員さんには大変ご迷惑をおかけしますが、この１号議案と２号議案を併せて、皆さんのご意見を伺って裁決出来ないでしょうか。

事務局　　多数決を取ってはどうですか。

議　長　　そうしたらまず、協議がまだ足らないということで、審議を来月の総会まで伸ばすことに賛成という方は挙手をしていただきます。もう一方は、もう協議は行わなくてこれで良いという考えです。法的に問題ないから申達する考えです。採決します、来月の総会で再度審議した方が良いと考えのある委員さん挙手をして下さい。

【賛成挙手が多数】

議　長　　事務局は取り計らいをして下さい。理由は先ほど白﨑委員が言われたこと、山﨑委員が言われたこと、また私が言ったことです。上の土地に三つの宅地造成をする計画と業者が図面を見せたことを言って結構です。よろしいですね。

事務局　　はい、事務局からいいでしょうか。先ほど県に連絡してみましたが、担当者が不在でしたので、再度県の方に確認を取ります。申請者の方にも回答をしなければなりません。それだけはご了解いただきますので、そして県の方の考え方、指針があります。
許可判断は委員の方ではなく県がします。私達事務局でもございません。それはご承知いただきたいと思います。近日中には連絡取りますので。

議　長　　そういうことで、皆さんよろしいですね。

【はいの声あり】

１６番　一点、よろしいでしょうか。採決の結果、再審議されるということでありますけれども、担当課にはどのような報告になりますでしょうか。県、管理課、下水道課、水道課に、県に申達する時には保留したことによって、必要以上の日数をかけることがないようにしなければなりませんので、総会の中での話し合いの結果で取り下げて下さいと言った方が良いのではと思いますが、納得された場合のことですが。

議　長　柿本委員さんがおっしゃったことは手続き上として、それぞれが責任を持って許可を出しているので尊重していかざるを得ないところがあります。ですから、今日話があった内容を、正確に県の方に伝えますし、また、県の振興局、町の下水道課、管理課に話をします。そこで農業委員会として、こういうことで継続審議となりましたと伝えます。ただ許可権者の判断も仰がざるを得ないと思いますので、私も先ほどは説明不足でしたが、それを含めたところでの結果を、それぞれの課の方にも言っていただき確認いたします。早く再審議ができるようご連絡することにします。

それでは次の議案審議をします。第３号議案、農用地利用集積計画の利用設定の説明をお願いします。

事務局　はい、第３号議案　農用地利用集積計画についてのページを１枚めくっていただきましたら、１ページがございますので、そちらの方をご覧下さい。第３号議案、農用地利用集積計画について上記議案を提出いたします。平成２６年１２月２４日、長与町農業委員会会長田中稔。提案理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき、農用地利用集積計画の議決を求められたので提案する。いつものとおり、次の２ページ、３ページの規定内容と４ページの集計表は割愛させていただきます。

５ページをご覧下さい。提示されました利用権の設定をご説明いたします。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）、利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は長与町本川内郷（地番）、面積は４５８㎡。利用権の種類は賃貸借権です。具体的な作物は野菜です。平成２７年１月１日から平成３６年１２月３１日までの１０年間、年間の借り賃は５，０００円です。新規になります。

次に、土地の所在地をご説明します。１１ページの方を開いて下さい。この地積図の左側の一番下の赤色で表示しているところで、（地番）です。山間部で大きなポイントになるものがございませんので、概略説明でご理解下さい。本川内郷の（施設名）の上、○○バス停先の左側から上って行きまして、○○岳の麓から途中路地を過ぎたあたりの場所です。バス停を起点と致して畑までは５４０ｍ程になります。なお、この道路は、○○団地に通じる道でもあります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長　　関連して地区委員さんから何か説明があればよろしくお願いします。

１１番　　１１番柿本です。事務局からの説明の通りで、特にありません。

議　長　　ありがとうございます。説明が終わりましたが、皆さんから何かご質問等はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何もないようでしたら、審議を終了しますがよろしいでしょうか。

【はいの声あり】

議　長　　この利用権設定については、問題無いようですので許可することに異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定いたします。
次の２件目、そして、その後の３件目は借主と地区が同じになりますので、続けて説明をお願いします。

事務局　　では、７ページに戻って下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町本川内郷（地番）、畑、面積は３７９㎡。（地番）、畑、面積は３９８㎡。（地番），畑、面積は１，９１４㎡。（地番），畑、面積は３，７１３㎡。４筆の合計面積は６，４０４㎡になります。また、（地番）を除く３筆の利用権の種類は、賃貸借権、具体的な作物はみかんです。（地番）においては、使用貸借権で利用権の種類はブルーベリーです。４筆とも平成２７年１月１日から２９年１２月３１日までの３年間、そして、（地番）を除く３筆の借賃は、合計３６，２００円です。継続です。
続けて３件目を申し上げます。９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（地番）さん、長与町高田郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町本川内郷（地番）、畑、

面積は１４５㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物はみかんです。平成２７年１月１日から２９年１２月３１日までの３年間、年間の借賃は１，２００円です。新規になります。

次に、２件併せて土地の所在地を説明します。１１ページをお開き下さい。２件目からです。１筆目の（地番）は、１件目で土地の所在地を説明しました、（地番）から１２０ｍほど手前に戻った墓地に隣接した場所で、青色で表示しているところになります。そして、外３筆は更に手前に戻りますが、〇〇バス停を基点に、距離にして１４０ｍ程上っていきました道路右側の１筆と左側の２筆で、それぞれ青色で表示しているところになります。３件目です。２件目で説明しました青色で塗っています、今申し上げた町道左側の２筆目の横、（地番）の横が（地番）です。以上で２件目と３件目の説明を終わります。

議　長　　関連して、地区担当委員さんから、補足説明はありませんか。

１１番　　１１番柿本です。継続ですね、管理も良くされていますので問題ないと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。何も無いようでしたら、審議を終了いたしますがよろしいでしょうか。

【意見・質問無し】

議　長　　この２件の利用権設定についても、問題無いようです。許可することに異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定をいたします。次に４件目をお願いします。

事務局　　はい、１２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、面積は１，１８２㎡です。利用権の種類は、賃貸借権、具体的な作物は水稲です。平成２７年１月１日から３１年１２月３１日までの５年間。年間の借り賃は、現物支給で米６０ｋｇです。新規になります。

次に土地の所在地を説明します。１４ページをお開き下さい。県道長崎多良見線の○○交差点、○○方面に行ける交差点ですが、その交差点内から、左側の圃場整備された農道を直進しますと、長崎本線の鉄道敷にあたります。農道左側、鉄道敷手前の田で、青色で表示しているところです。以上です。

議　長　　事務局からの説明でしたが、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

８　番　　８番柳原です。結論から申し上げれば問題無いと思います。農業を継続されていますので問題ありません。

議　長　　説明が終わりましたが、皆さん方から何かご意見、質問はありませんか。何も無いようでしたら、審議を終了したいと思います。

【意見・質問無し】

議　長　　この２件の利用権設定についても、問題無いようです。許可することに異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定いたします。次に５件目をお願いします。

事務局　　はい、１５ページをご覧下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町嬉里郷（地番）、畑、面積は５５１㎡、（地番）、畑、面積は５９２㎡、（地番）、畑、面積は１６５㎡の合計２，６３８㎡になります。４筆とも利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物はみかんです。平成２７年１月１日から３１年１２月３１日までの４年間。年間の借り賃は、現物支給でみかん１２０ｋｇです。新規になります。

次に、土地の所在地を説明します。１７ページをお開き下さい。嬉里郷の○○橋手前、（店舗名）から右に入ります。（施設名）専用駐車場との間の道路です。そこから、（施設名）を過ぎたすぐ先から左側に入り上っていった住宅地の上の並んだ３筆と、右側の山林横の４筆目は、この地積図でだいたいの位置は確認できますが、道順としては（施設名）の１棟目と

２棟目の間、左側の道路横の河川を渡り３６０ｍほど行った場所で、同じく青色で表示しているところになります。以上です。

議　長　　関連して、地区担当委員さん、補足説明はございませんか。

９　番　　９番山本です。他にも借りて多くの面積で栽培されています。一生懸命栽培されていますので問題は無いと思います。

議　長　　説明が終わりました。何かご質問等はございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それではご意見、質問並びに審議を終了いたします。この利用権設定についても、問題無いようですので許可することにご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定いたします。次は、日程第３の報告事項に移ります。事務局から報告して下さい。

事務局　　別紙の、平成２６年１２月農業委員会総会報告事項の１ページをお開き下さい。農地転用専決処分報告書、農地法第５条第１項第６号の規程による農地転用届出書、１．当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は（氏名）さん、大阪府茨木市三島町（地番）、職業は会社員です。譲受人は、（氏名）さん、長崎市上野町（地番）、職業は医師です。２．土地の所在等。さくら野と言いまして、高田南土地区画整理区域内、仮換地後の地番（街区番号）、面積は１７６㎡、従前地は高田郷（地番）、畑の一部と同じく（地番）、山林の一部３７㎡の合計１８１㎡です。３．転用計画、転用の目的に係る事業または施設の概要は、住宅の建築で軽量鉄骨造瓦葺二階建て、６３．４９㎡です。４．申請日は、平成２６年１２月２日、５．専決処分の日が平成２６年１２月１８日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規程により、専決処分をしたので報告いたします。平成２６年１２月２４日、長与町農業委員会事務局長、松本廣。

土地の所在地を説明します。２ページをお開き下さい。少し小さくて見にくいと思います

が位置的にはご存じかと思います。高田郷の（施設）の先に先般、○○小学校方面に行く橋ができましたが、橋に入ってすぐ右上の高台の場所です。赤色で表示している所になります。以上です。

議　長　　只今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　無いようですので続けて報告をお願いします。

事務局　　３ページをご覧下さい。同じく、農地法第５条の転用届出書になります。１．当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、有限会社（会社名）、長与町高田郷（地番）、職業は住宅建築業。譲受人は、（氏名）さん、長崎市川口町（地番）、職業は会社員です。２．土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台、仮換地後の地番（街区番号）、面積は１８㎡、従前地は、高田郷（地番），畑、３．転用計画、転用の目的に係る事業又は施設の概要は、住宅の建築で木造瓦葺二階建て、６７．９㎡です。この申請地は先月の総会で、土地の売買で所有権移転届出で報告をしたところです。

参考として申し上げますが、土地のみの売買では地目の変更は出来ません。従いまして、住居等の建築またはその他の実質的な転用をもって初めて宅地等への地目変更手続きが出来ることになります。４．申請日は、平成２６年１２月１５日。５．専決処分の日が、平成２６年１２月１８日、以下については省略いたします。

土地の所在地を説明します。４ページをお開き下さい。（施設名）前の（施設名）横の現在整備中の道路を登り上がりますと、そこから右側に団地内道路を更に行った場所です。この計画書では、道路左側の住居地区○○の一角の赤色で表示しているところになります。以上です。

議　長　　先程と同様に、何かお尋ねしたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何もなければ、行事報告へ移ります。

【この後、平成２６年１２月行事報告が行われた。】

これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上を持ちまして、長与町農業委員会１２月総会を閉会します。